

令和6年3月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年3月14日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時20分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
○2月定例会、2月28日臨時会議事録承認
○教育長報告
○議案第8号 天津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について
○議案第9号 天津市教育委員会の所属職員の任免について
- 4 出席委員
島崎教育長、壽委員、田村委員、周防委員、大西委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、小島教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、駒井同課副参事、佐藤同課主事、杉江教職員室長、青木同室次長、野村人事課長、堀井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が3月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第9号について非公開とすることを決定

2月定例会、2月28日臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第8号 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○青山教育総務課長 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであるが、改正の趣旨としては、目的外使用許可に係る事務の一部について押印を廃止するため、様式の一部を改正するものである。

学校施設の目的外使用の申請については、あらかじめ使用者としての登録を受けた団体が行うものと、それ以外の者が行うものの2通りがある。使用者としての登録は、特定の学校施設を同一の目的でしばしば使用する、市民で組織された社会教育団体、スポーツ団体が教育委員会事務局に申請することができるもので、この登録を受けた団体が学校施設の目的外使用を申請する場合は、使用しようとする学校に行き、学校長において許可の決定を行っている。

一方、登録を受けた団体以外の者が目的外使用の申請を行う場合は、申請の受付は使用しようとする学校において行うが、申請を受けた学校長は、使用許可についての意見を付して教育委員会事務局へ申請書を送付し、事務局において許可の決定を行っている。

本規則の様式第1号が、登録を受けた団体以外の者が申請に使用する様式で、学校長が許可についての意見を付す欄に、公印を求める形となっている。公印を使用するに当たっては、いくつかの事務手順があるため、学校現場における当該事務の負担を軽減するという観点から、また、最終的に許可を決定する教育委員会事務局においても、当該公印がなくとも事務に支障がないと判断したことから、「**印**」を削り、押印を廃止することとした。

なお、同様式中の「あて先」の「あて」の字については、常用漢字となっていることから、漢字の「宛」に、併せて改正を行う。

施行日については、令和6年4月1日とする。

【質疑】

○田村委員 「あて」の字を「宛」に、今回併せて修正するということだが、常用漢字への修正というのは行うものなのか。

○青山教育総務課長 公文書で使用する「あて」の字については、全庁的に「宛」に修正している。

【採決】 可決

○議案第9号 大津市教育委員会の所属職員の任免について

【説明】

○青山教育総務課長 本件は、令和6年4月1日付けの人事異動に係る議案である。
行政職の職員の任免について説明

○杉江教職員室長 教育職の職員の任免について説明

○野村人事課長 幼稚園教諭の任免について説明

【質 疑】 非公開

【採 決】 可決

閉会 教育長が3月定例会の閉会を宣言